

メディア通年プロモーション業務仕様書

1 委託業務名

メディア通年プロモーション業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

中海・宍道湖・大山圏域（以下「本圏域」という。）は、豊かな自然や古代からの歴史・文化、世界的に高い評価を受ける美術館やアニメコンテンツをはじめとする新たに創造された芸術文化など、魅力ある観光資源を豊富に有する圏域であり、これまで、本圏域の5市（境港市、米子市、松江市、出雲市、安来市）が連携して、人口集積地である三大都市圏（首都圏、中京圏、関西圏）や山陽圏を中心としてプロモーション業務を実施してきたところであるが、来年2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催され、関係者を含めて世界中から多くの人々が来日し観戦することから、本圏域への誘客対策として、昨年春に就航したフジドリームエアラインズを含め、手軽に本圏域への旅行ができることとなったことを重点的にプロモーションする必要がある。

本業務では、雑誌を中心とした様々な媒体を活用して、本圏域のこれまでの観光資源に加え、『島根半島・宍道湖中海ジオパーク』、『大山隠岐国立公園満喫プロジェクト』、『日本遺産登録（出雲國たたら風土記、地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市、日が沈む聖地出雲）』など、圏域の魅力・観光資源を三大都市圏等に向けて効果的に情報発信することにより、本圏域の認知度向上に努め、観光需要を喚起し、三大都市圏等からの更なる誘客促進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和2年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) メディア通年プロモーション業務

ア 三大都市圏等に向けた雑誌を中心とした様々な広報媒体等による本圏域の魅力、観光資源の通年プロモーション業務

イ アに掲げる業務に関する事務打合せ、関係団体の調整等

(2) 委託事業報告業務

ア 本業務の実施状況報告

イ 本業務の事業効果報告

5 成果品

(1) 本業務による制作物 10点

(2) 本業務の実施状況報告書及び事業効果報告書 10部

6 その他

- (1) 受託者は、委託者と綿密に連絡を取りながら、委託業務を実施しなければならない。
- (2) 契約金額には、委託契約の履行に必要となる一切の経費を含む。
- (3) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに、受託者及び委託者で協議して決定する。